

第3次浜松市行財政改革推進審議会 第8回審議会 会議録

日時	平成23年5月24日(火) 18:30~20:58
会場	クリエート浜松・文化コミュニティセンターホール
出席委員	御室健一郎会長、山本佳英会長代行、山崎勝康委員、山本和夫委員、井出あゆみ委員、岩田礼司委員、鈴木勇人委員
欠席委員	遠藤正己委員
傍聴者	148名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、朝日新聞、時事通信、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、建通新聞社、NHK、静岡朝日テレビ、静岡放送、テレビ静岡、静岡第一テレビ、浜松ケーブルテレビ
浜松市及び市関係者	山崎副市長、花嶋副市長、寺田企画部長、鈴木総務部長、神門財務部長、花井学校教育部長、村田農林水産部長、永田公園緑地部次長、高橋フラワー・フルーツパーク公社事務局長
事務局	長田事務局長、和田次長、高橋、袴田、鈴木、名波、波多野

会議の概要

1. 第3次第8回の審議会で、御室会長が議長となって会議を進行した。
2. 資産経営について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。
3. 御室会長から、フラワーパークのイルミネーション投資計画の状況およびフルーツパークの再生計画の進展について、それぞれ市に確認を行い、フルーツパークの進捗状況については後日の議題とすることとした。
4. 動物園とフラワーパークの一体化について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事
 - (1)資産経営について
 - (2)動物園とフラワーパークの一体化について
4. 閉会

会議の経過

1 開 会

事務局長

定刻になりましたので、ただいまから、第3次行財政改革推進審議会の第8回審議会を執り行います。それでは着席をさせていただきます。本日は遠藤委員が欠席のため、委員7名の出席により開催をさせていただきます。

本日は前回3月の第7回審議会での議論を深めるため、資産経営と動物園とフラワーパークの一体化、この二点につきまして審議することとさせていただきます。これより議事の進行は、御室会長が議長となり会議運営を行っていただきます。それでは御室会長、よろしくお願い申し上げます。

2 会長挨拶

御室会長

皆さん、こんばんは。

第8回の行財政改革審議会、傍聴していただきありがとうございます。また、今日は行政の皆さん、お忙しいところご臨席いただきましてありがとうございます。

それでは、第8回の審議会を行いたいと思います。座ってやらせていただきますので、よろしくお願い致します。

3 議 事

(1) 資産経営について

御室会長

今日はまず、資産経営について議題にしたいと思います。この資産経営につきましては、前回の第7回審議会でも取り上げまして、遊休資産の売却、借地解消の状況について、行政から説明をいただいたわけですが、私ども行革審のメンバーから見ますと、どうも取り組みのスピードが遅いのではないかと、まだまだ改革の工夫の余地がたくさんあるのではないかと印象を受けましたので、今回またやらせていただくということで、継続審議としたものです。

それではまず、市から説明をお願いします。では、よろしくお願いします。

神門財務部長

財務部長の神門です。よろしくお願いします。

私から資産経営につきまして、説明を申し上げたいと思います。まず、借地解消につきまして説明申し上げます。基本的な考え方ですが、おさらい的な話になりますが、平成21年の4月に策定をした市施設敷地の借用に関する方針、これに基づきまして解消の取り組みを行ってきております。市施設の借地への設置は、継続利用の点で不安定、借地料が固定負担になっている、借地の事務手続きが負担となっている、そうした課題が大きいという認識に至っております。そこで新た

な借地の取りやめと、現行の借地の解消により、市施設は市有地に設置という原則で取り組んでおります。

借地の解消にあたっては、施設評価に基づき買取りを実施、施設の撤去などにより、更地となった借地は返還としてきているところですが、公共性、永続性、規模などに着目し、まず学校敷地を優先的に取り組むこととしております。購入できない土地につきましては、適正な借地契約を締結するため、「浜松市借上げによる公共施設の敷地の管理及び保全に関する要綱」を制定しており、これに基づきまして、適正な借地契約を結んでいるということです。

現状及び取り組みです。市全体の借地面積・借地料ですが、平成 22 年3月末現在で、1,015 契約、280 万㎡余、借地料で 7.9 億円程度に上ります。主なものとしては、公園で約1億 8,000 万円、学校で約1億 6,000 万円、オートレース場で約1億 4,000 万円、駐車場で 9,000 万円などとなっております。

平成 21 年4月の先ほどの借地方針の策定後は農地の特定法人貸付事業を除きまして新規の借地は行っておりません。この農地の特定法人貸付事業と申しますのは、市が農地をお借りして、それを企業等に貸し付ける制度に基づくもので、農地の流動化の制度です。ただ、この制度もすでに廃止となっておりますので、従来の契約によるものです。これが借地の推移を示したのですが、先ほどの特定法人貸付事業を除いた数値を見ていただきますと、括弧内になりますが、若干ですけど借地が年々減少しているのが分かると思います。

年次別の面積増減を載せておりますが、例えば 21 年度でありますと、公園で 4,700 ㎡の購入をしたり、学校で 1,600 ㎡の購入をしたり、20 年度でありますと、土地改良事業用地 1,500 ㎡の返還をしたり等々しているところです。

続きまして、購入の実績ですが、平成 22 年度で申し上げますと、四つの学校、幼稚園を購入しているところです。21 年度でありますと、三つの学校、幼稚園ですが購入をしている。そのほか公園等の購入をしているところです。

廃止済及び廃止決定済施設の借地面積・借地料ということですが、後ほど説明しますが、21 年度に施設評価を行っておりまして、その結果、廃止と判断した施設があります。この 15 施設の借地につきましては、廃止計画に基づき、23 年度から地権者へ返還をしていくこととしております。15 施設の借地面積は、18,000 ㎡余、借地料は 700 万円程度ということです。

なお、借地返還は基本的には建物の解体工事後の借地の返還となりますが、建物の評価額よりも解体工事が多額で、地権者に取得希望がある場合には、解体をせずに建物の無償譲渡を実施することとしております。4月には、旧内野幼稚園ですが、これを建物付きで無償譲渡して、借地を返還したということもやっております。

学校借地の状況です。52 校・園に約 14 万㎡、約1億 6,000 万円の借地料を支払っております。借地面積で言えば、半数以上は国や寺社、自治会等からの借地で、括弧内に数字を書いておりますが、これが国、寺社、自治会等からの借地ということになっております。

21 年度の学校の借地の解消の状況ですが、21 年度に解消計画を立てて取り組んできておりま

して、21 年度は3件、1,567 m²の借地を購入したところです。また、事業内容のところの2にあります。優先 19 校・園の絞り込みというのを、21 年度に行っておりまして、学校の統廃合計画があるか、都市計画区域内であるか、借地料が多いか少ないか等によって、優先すべきものとして 19 校・園を絞り込んでおりまして、これを重点的に解消していこうとしております。その 19 校・園につきまして、3で、売渡意向調査を 21 年 11 月にしております、全 53 人中、売渡し希望が 10 人、売渡しを検討しても良いという方が 13 人、そのまま借地を希望される方が 30 人ということになっております。

22 年度ですが、6件 6,800 m²余の借地を解消しております。このうち2件は返還で、4件が購入ということになっております。22 年度におきましては、1にありますように、先ほどの調査結果に基づきまして、19 校・園を重点的に交渉を進めております。また、調査対象外 19 校・園外につきましても、天竜区を除きまして交渉をしてきているところです。

今後の対応ですが、最初の方針で申し上げましたように、学校の借地を解消の優先としていきたいと考えております。引き続き地権者への交渉を粘り強く繰り返していくとともに、優先としましては、19 校・園以外の借地についても、交渉をしていきたいと考えております。

また、公園用地も含めた借地全体の適正化計画を、平成 23 年度中に策定するというようにしたいと思っております。学校をこれまで優先してやってきましたが、学校以外にも広げて、全体の適正化計画を今年度中に策定をしたいと思っております。

借地料の適正化です。借地料の算定におきましては、ここに掲げております基準に準じて算出した額を提示しております。現在、必ずしもこの額による契約になっていないのが実情でありますので、毎年この基準額になるように交渉を進めております。これを今後も徹底をしていきたいと思っております。また、この基準が時価と比べてどうかということにつきましては、点検をして、必要があれば見直しを行ってきたいと思っております。

借地解消の財源確保ですが、どの程度必要になるかということですが、相続税の路線価なり、あるいは固定資産税の評価額から、粗々ではありますが計算をしてみますと、全ての借地解消には、おおむね 400 億円程度が必要と試算をしております。実際の購入の場合には、個々に不動産鑑定を実施して算出をするということです。非常に大きな額です。主な施設の解消費用につきましては掲げている通りです。参考として借地の現状を資料にしておりますが、時間の関係もありますので飛ばしたいと思います。

続きまして、市有地売却についてです。これも平成 21 年度に策定をした資産経営推進方針に基づきまして取り組んできております。行政目的で活用しない財産を、全般的に普通財産とするというのが従来の考え方ですが、より積極的に資産活用を行うために新たな区分を設けております。公有財産というのが、自治体が保有している土地や建物で、行政財産というのは、特定の行政目的のために保有している財産です。それ以外の財産を普通財産というふうに区分けをする。これが法律上の仕組みであるわけですが、この普通財産につきまして、新たな区分を創設しています。

普通財産の区分ですが、「ア 事業財産:事業林や隣接する行政財産と一体的に使用している

財産」を位置づけております。「イ 計画財産:道路・建物整備などの事業計画で保有している財産」「ウ 貸付財産:国、県、自治会、個人等に貸付をしている財産」ということで、いわば使われている財産ということになるわけですが、これ以外の財産を遊休財産としております。こうした分類を行うことで遊休財産を浮き彫りにして、その遊休財産の売却等の処分を進めていこうとするものです。

実際に分類をした状況ですが、増減は説明いたしません。左の欄は、21 年度のデータです。2,157 件の普通財産がありまして、事業財産 641 件、計画財産 65 件、貸付財産 683 件、遊休財産 768 件という状況になっております。この遊休財産につきまして方針を決めております。遊休財産の利活用に関する方針です。遊休財産は処分を基本といたします。そして遊休財産を更に再分類化して、活用可能財産の洗い出しを実施しております。分類としては、「1 活用可能財産、すでに処分貸付が可能な財産」「2 要調整財産、活用に向け分筆や建物撤去等、若干の調整が必要な財産」「3 活用限定財産、法面等活用が限定される財産」「4 その他、公図や現地が不明な財産」こういう分類をしております。その結果、先ほどの遊休財産 768 件のうち、活用可能と分類したものが 144 件あります。まずはこの活用可能財産の早期売り出しに全力を挙げていきたいと思っております。

売却方法についてですが、従来ですと一般競争入札をしております。売却準備が整った物件について、一般競争入札による売却を実施してきているということです。平成 22 年度につきましては入札物件数を増やし、例年より多くの物件が落札されております。一定の成果が上がってきていると思っております。

22 年の新たな取り組みとしまして、一般競争入札で落札されなかった物件である不落物件につきまして対応をしてきております。一つは、YAHOO! JAPAN のインターネット公売で、平成 23 年 2 月に 3 物件実施をしました。ただ、仮申し込みまではいったのですが、本入札には至らず、実際の売却はできておりません。

もう一つ、宅建協会の媒介委託ということで、23 年 2 月から実施、2 物件をしております。これにつきましては、現在、契約に向けて調整している物件が 1 件ありまして、今後ともこの両者とも継続して実施していくことによって、成果を上げていきたいと思っております。

更に今後の取り組みですが、1 として、一般競争入札ケースの増加です。平成 22 年度で 15 件入札を行いました、今年はこちらを大幅に増加させまして、45 物件について売り出しを行っていきたく思っています。

2 として、随時売却の実施です。入札が不調になった物件、不落物件ですが、基本的にはそのままとなっていたわけですが、入札実施後、売れ残りの物件を継続して売りに出したいと思っております。販売期間の長期化を図ることによりまして、契約まで結びつけていきたいと考えております。

更に 3 ですが、処分に関する包括的な委託の検討実施ということで、先ほどの 45 物件以外の物件、まだ 144 件活用可能財産がありますので、それ以外の物件がありますが、このうちの一部を、いわゆるプロにお任せしてみたいと思っております、物件調査から入札執行補助、売却後の事

後対応など、包括的な業務の委託をしてみたいと思っております。他の自治体でやっている例があります。その例も研究をして、今年度中に行っていきたいと思っております。

4の推進体制の強化です。普通財産全体を把握したいと思えます。今までの説明としましては、実はこれは財務部として把握しているものの数字で、各事業所管課が持っております普通財産につきましては、まだ全体的な把握ができておりません。これを今年度中におきまして、事業所管課との連携を深め、保有財産全体の中から活用可能財産の洗い出しを行っていきたいと思っております。先ほどの144件を更に増やしていきたいということです。また、上下水道部等、市長部局以外の部局とも、これは連携をして広報窓口の一本化、入札の同時施行などをやっていきたいと思っております。

続きまして、土地開発公社の保有地についてですが、平成21年度末現在で、70万4,000㎡の土地を保有しており、保有期間も長期化をしております。したがって、解散を決定して保有地の整理を行うこととしているところです。平成25年度末の解散に向け、市において計画的に公社の土地を取得して、有効活用、あるいは売却を実施していくこととしております。年度ごとの計画はご覧の通りです。

次に、施設評価についてですが、抜本的な保有施設の見直しの必要性から、平成20年度から資産経営に着手をしております。資産経営推進方針を策定し、目指すべき資産経営の姿や施設評価の仕組みを明記しております。平成26年度までを第1期施設評価期間と定め、施設の最適化に向け具体的な取り組みを、このイメージにしたがって実施をしております。

施設評価の流れですが、平成20年度に実施しているデータ一元化、これに基づきまして、1次評価、2次評価、総合評価という施設評価を経まして、継続、あるいは廃止という区分を実施しております。継続と評価した施設につきましては、適正化計画を策定して、品質、財務、利用率の向上等々の適正化を目指すこととしております。廃止と評価した施設につきましては廃止計画を作成し、廃止に向けた進捗管理を行うことで、着実に廃止していくことをしております。

第1期の施設評価の実施の状況ですが、約2,000の全体の施設のうち、736施設について評価を実施しております。21年度におきましては、第1期施設評価として集会施設や文化施設、スポーツ施設など736施設を対象に実施しております。この結果、継続は625施設、廃止は111施設としたところです。現在、それぞれ継続については適正化計画、廃止については廃止計画を策定して、ホームページ上で現在、公表をしているところです。

廃止計画、適正化計画、再配置計画の関連のイメージです。施設評価によりまして継続とした施設、それから廃止とした施設のうち、移転をするもの、あるいは転用をするものとしたものを中心に、再配置を検討しているところです。組織横断的な視点と新たな施設の在り方を踏まえて、施設の在り方を見直していこうとするものであり、平成22年度から23年度にかけて、ホールやミュージアム施設、スポーツ施設などの14分野ごとの個別計画を公表しております。平成23年の3月には職員宿舎、書庫・倉庫編というのを、それぞれ公表をします。この再配置計画の策定により、新たに廃止となった施設、職員宿舎では7施設、書庫・倉庫では17施設ありまして、もう一度再配

置計画をつくることによって、施設の整理をしようとしているものです。

第2期の施設評価の実施です。第1期施設評価で評価対象としていなかった小中学校、幼稚園、市営住宅、消防施設、清掃施設など、残りの約 1,300 施設を対象として評価に着手をしております。数値評価はすでに実施をしております、今年度、関係所管課と調整をしながら、公表をしていく予定です。それによりまして、第2期施設評価による施設廃止を、第1期施設と同じような流れの中でやっていきたいと思っています。

こうした取り組みにより、目標を立てて施設を削減していこうとしております。当面こうした取り組みによる施設廃止を中心に、平成 26 年度までに 20%の削減を目標としたいと考えております。全体施設が約 2,000 施設ありますが、そのうち簡易な倉庫や観測施設など、450 の施設を除きまして、削減対象約 1,550 施設のうち、約 300 施設を削減していきたいと考えております。

最後になりますが、「資産のすがた」を策定し公表しているところですので紹介します。市が保有する資産状況や施設の維持管理経費や運営状況、公共施設に関する更新経費などを記載しております。一例を申し上げますと、施設にかかる維持管理コストとしまして、約 470 億円が毎年、減価償却費を含む額で出ております。それから公共施設の更新経費、今後 50 年をベースに算定をしておりますが、合計で約 1.3 兆円、年平均に直しますと、約 265 億円の改修、建て替えの経費が必要となると試算をしております。現在の改修、建て替え経費は、年平均で 70 億円程度ですので、これが 265 億円必要となってくるとしますと、なかなか全ての施設を改修することは困難な状況であろうと考えております。これまで申し上げたような資産経営を行いまして、保有施設の縮減を図っていききたいと考えております。

簡単ですが以上です。

御室会長

はい。財務部長、説明ありがとうございました。

今、財務部長から、「借地の解消」「市有地の売却」「施設評価再配置」、この三つの項目に分けて説明をいただきましたけど、少し分解をして、一つずつ議論をしていきたいと思っております。まず「借地の解消」について、質疑をしていきたいと思っております。それでは委員からどなたか。

はい、岩田委員どうぞ。

岩田委員

岩田ですが、よろしくお願ひします。

パワーポイントの 10 ページで、21 年度に市でやられました事業内容の中で、現状調査の実施により借地の仕分けをされた。優先 19 校・園、学校を優先しますよと。それで4番目で、この調査結果に基づき事業計画を策定された。これが 21 年度に事業計画を策定されたということは、これでよろしいですか。

神門財務部長

はい。結構です。

岩田委員

その事業計画というのは、基本的には、この2でいう優先 19 校・園の解消ということが、計画の中に織り込まれているとしてよろしいですか。

神門財務部長

実際に計画を策定し実行しておりますのは教育委員会ですので、代わって答弁をさせていただきます。

花井学校教育部長

教育委員会、学校教育部の花井です。

まず計画にあたりましては、52 校・園全体の中で色々絞り込みをやりまして、実際に今買えるものでありますとか、買う価値があると言いますか、費用対効果を考えて、買ったほうが良いというものとの絞り込みを行いました。それが 19 校・園で、その 19 校・園を優先的にやっていくということで当初は考えておりますが、最終的には 52 校・園全体の解消、究極の目的としては、そこを目指していくものです。

岩田委員

通常、計画であれば、例えばこの 19 校・園は、いつまでに解消予定という計画をお立てになっ
ていらっしゃると思いますか。

花井学校教育部長

はい。19 校・園については、当初は早い段階で、5年とか6年くらいで買いたいというような意向はありまして、予算措置もそのようにしていただいておりますが、私どもの取り組みとしてはまず、今まで学校借地を積極的に買うというようなことはありませんで、それを着手するにあたって、21 年度の事業内容を見ていただくとお分かりになるように、まず借地台帳の作成等から始まって、やってまいりましたので、これで実際に相手方のほうに交渉を進めてきたところでは、ところが、なかなか学校借地については、色々相手方の課題もあって、一方的にこちらが強制的に買えるというようなことはありません。それから相手も売り急ぎと言いますか、向こうからすぐに売りたいというお話がないものですから、そこら辺がなかなか厳しいという状況が分かってまいりましたので、それを踏まえて 22 年度は、19 校・園を中心にやっておりますが、19 校・園だけではやはり限界もあるということで、それに関わらず買えそうなところもやっているところでは、ですから、計画としては、最初考えたものは5年くらいでやりたいという思いはありましたが、実際に着手をしてみたら、非常に厳しい課題があるということが分かってまいりました。

岩田委員

はい。22 年度の事業として、売渡意向調査をされたということで、21 年度に策定されたこの計画は、変更されたという考えでよろしいですか。

花井学校教育部長

計画自体は変更ではありませんで、19 校・園を中心にはやってきておりますが、もともとは借地の解消というのは 19 校・園に限らず、全体 52 校・園をやっていくというところがあります。19 校・園以外にも、もちろん売ってくれるというようなお話になれば、そこは積極的に買いたいと思っております。

ますので、計画の変更ということではありませんが、まず私どもの今までノウハウがない中で、足掛かりをつくるためにまず、19校・園を中心にやってきたということです。

岩田委員

結果として、21年度で3件、22年度で実質的には4件ということで、解消されているのは、この19校・園の中のものというのはあったのでしょうか。

花井学校教育部長

はい。19校・園の中もあります。

岩田委員

19校・園のうち何校・園になるんですか。

花井学校教育部長

21年度については3件が19校・園分です。

岩田委員

22年度は。

花井学校教育部長

6件中4件が19校・園分です。

岩田委員

先ほどもお話があったのですが、市の施設評価もそうなんですが、市の基本的な考え方はPDCA (Plan-Do-Check-Action)、要はプランを立てられて、それに対して実行されて、チェックをされて、次なるアクションを起こすと。これは借地解消の場合であっても同じだろうと私は考えるのですが、そこら辺のところは実際、具体的にどうお考えになっていらっしゃるでしょうか。今の話では、21年度に一応事業計画を策定されました。22年度にDo(ドゥ)ですから実行されました。そうした場合、結果としては厳しいものがあったということで、ここでチェックが入って、23年度、もう始まっておりますけども、次なるアクションはどういうことをお考えになっていらっしゃいますか。

花井学校教育部長

まずPDCAサイクルでいきますと、21年度は計画とか台帳をつくったということで、年度途中、10月とか、そこら辺から折衝に入りまして、十分な検証ができてまいりませんでした。22年度実際に買取りをあたってきたときには、当初の計画ではまず、先ほども財務部長の説明がありましたが、9ページのところで、借地面積等の割合でいきますと、国、寺社、自治会等の比率が非常に高いというようなものがあり、そこが比較的、安定的に学校も借地として使用できるということがありましたので、当初の計画はまず、個人を中心にやっていきたいということで考えておりました。実際に個人からも買ったわけですが、なかなか個人の方も、お話をしても金額を提示した場合に、その金額では自分が想定していたよりも低いということで、契約まで至らないということがあります。したがって、そこは粘り強く継続していくということなんですが、今後、見た中で寺社等の占める部分というのは非常に大きいものですから、当初の計画では、寺社等は後で買う予定がありましたが、それを少し前倒して買いにいきたいと考えております。そこがPDCAサイクルをやるというか、実際に買

いに入って、その結果で分かってきたことですので、そのように今後の買い方を考えて変更していきたいと思っております。

岩田委員

といいますと、先ほど変更はないと言いながら、実際は計画が変更されているんですね。そのところが私には分からない。最初にお立てになった計画というのは、どういう計画だったのか分かりませんが、その計画が最初は個人を相手にしたけれども、駄目だったから次は寺社、国等からも買い取りますということは、私の感覚では計画が変わったのではないですか。そういう計画が変わって、それに対してどうやって次に進まれるのか。

それからもう一つ、個人の方が、こんな値段では売りたいよといった場合に、それに対して市としては、どういう対応をされる予定なんですか。いわゆる言い値で買われるのか、それとも違うのか。

花井学校教育部長

はい。買い方に入る前に市全体としてルールを決めており、不動産鑑定による、それは借地権を設定されているという条件の中での不動産鑑定で金額を示して、それで買取りということになってくるものですから、そのルールというのは、なかなか変えることが難しいと思っています。

岩田委員

ということは、交渉ごとですので、市としては借地解消したいと思っても、現実的には解消が進まない可能性は多分にあると考えてよろしいですか。

花井学校教育部長

はい。

岩田委員

ということは、今後、23 年度中に借地適正化計画をお立てになるといときには、そこら辺のことも考えて計画をお立てになると。そう考えてよろしいですか。

神門財務部長

そういうことになろうかと思えます。適正化計画と言っておりますのは、一つは借地を解消することがあります。ただ、借地が解消できなかった場合に、借地料が高額である場合があるのではないかと。その借地料の適正化まで視野に入れた、そういう計画をつくっていきたいと思っております。

岩田委員

ということは、やはり借地の解消は、なかなか難しい部分もありますねという、そういう認識でよろしいですか。

神門財務部長

難しいというよりも、強制的に買えませんので、合意されなければ買えないというのが厳然たる事実でありますので、そこは合意が得られるように、一生懸命交渉していくということしか基本的にはないと思っております。

岩田委員

そうすると、どちらかという借地料の適正化のほうに、実質的には、パワーポイントの 13 ページにある市の基準に則ってやっていただくしかないのかなと思っております。ですから、この 23 年度の計画に、先ほど財務部長がおっしゃいましたように、適正ではない借地料がいくらあるのか、それをどうやって解消していくのか、このところを 23 年度の計画で、私としては明らかにしていきたい。そしてそれに伴って交渉をしていただきたいと思います。以上です。

御室会長

はい、ありがとうございます。

どうぞ。山本委員。

山本佳英会長代行

確認しておきたいんですが、借地で学校を優先的にというのは分かるのですが、学校の借地の契約者というのは誰なんですか。市ですか。教育委員会ですか。

神門財務部長

市です。

山本佳英会長代行

市が契約している。だから市の意思として借地を解消するということですね。教育委員会ではないですね。先ほどの 10 ページの現状調査をやって、台帳をつくって仕分けをやってというのは、みんな市が主体でやっているんですね。

神門財務部長

教育委員会です。

山本佳英会長代行

なぜそこで変わってしまうんですか。

契約しているということは、借地料を払っているのもそうですね。自分の意思で借地を解消しようといっているときに、なぜ下請けへ出すんですか。教育委員会へ。そこがまずおかしいのではないですか。

神門財務部長

そこは市と教育委員会全体の関係の話にはなってくるのですが、仕組み上、補助執行という形で市長の事務を執行させることができるようになっておりまして、この関係の事務につきまして、教育委員会に補助執行をさせている。

山本佳英会長代行

そうすると、事業計画というのは誰がつくったのですか。教育委員会ですか。市ですか。

神門財務部長

具体的には教育委員会です。

山本佳英会長代行

教育委員会が計画をつくったものを市が承認をして、実行は教育委員会がする。そういうことで

すか。

神門財務部長

承認という行為は特段ありませんが、我々財務部と協議をした上で計画をつくって、行政経営計画に載っていると。

山本佳英会長代行

そこは誰が最終的に責任を持つんですか。責任を持つ人が計画し実行すべきなんでしょう。そこがうやむやになっていたら、チェックするにしても、何の権限があつてチェックするのか。推進が非常にぼけてしまうのではないかと思うんです。

それから、予算をとるのは市がとるんでしょう。教育委員会が予算をとるんですか。この借地解消のため、要は買取りの予算はどここの予算なんですか。

神門財務部長

教育委員会の予算となっております。

山本佳英会長代行

教育委員会が予算をとるということは、教育委員会が責任を持つのであれば、教育委員会が事業計画をつくるべきだし、実行も教育委員会がする。全てこの調査も教育委員会がする。契約も教育委員会がするとなって、一気通貫で責任の所在がはっきりするのではないですか。というのが一つ。そこは整理をしていただけませんか。どうも分かりにくい。神門部長が説明したり、教育委員会が説明したりで、学校に関してはそんな気がします。

それからもう一つ。「浜松市借上げによる供給施設の敷地の管理及び保全に関する要綱」の15条の3項の規定に、借地料は毎年見直しをすると書いてあります。借上げ料の交渉は、契約更新の有無にかかわらず、毎年行わなければならないというのですが、これは実行はされていないですね。

神門財務部長

その基準に照らして高い借地料であるような場合には、交渉をして見直しをしております。また、物価変動等で状況が変わってまいりますので、それは変更しております。

山本佳英会長代行

ということは、1,015 契約が毎年適切かどうか。1,015 契約を毎年やるなんていうことは、不可能だと思うんですけども、この規定そのものを変えるようなことも考えられたらいかがでしょうか。規定を書いたなら守らなければいけない。自分たちで決めたんでしょから。それこそPDCAであつて、守れない規則はないほうが良いですね。守れるように変えなければいけないと思いますので、この辺はぜひ、現実にあつたというか、事実上にあつたように変えたほうが良いと思います。

神門財務部長

事態を把握して、変更が必要であれば変更したいと思います。

御室会長

はい。またその件につきましては、報告をいずれお願いします。

それでは、時間の関係もありますので、次にまいりたいと思います。「市有地の売却」について議論をしたいと思っております。

私から少し質問をさせていただきます。スライドをお願いします。

これは遊休財産ではなく、行政財産に区分されている鴨江三丁目の市の所有地なんですね。昔これは市営住宅の跡。傍聴の皆さんもご存じかもしれませんが。この写真で、我々からしますと、どうも遊んでいる土地のように見えるのですが、これは今年度売却予定の 45 件に入っているのですか。

神門財務部長

入っておりません。

御室会長

入っていない。そうですか。

遊休財産とか普通財産、あるいは行政財産かで扱いが変わるようですが、区分はどうであれ使われていないものは、どんどん売れば良いと我々民間の感覚でいうと思うのですが、どうもそのあたりが違うのではないかと思っております。

委員から質疑応答をしたいと思っております。

山崎委員

パワーポイント 24 ページの「売却方法について」を出していただきたいのですが。これを見ますと、22 年度の結果、入札件数を出したものが 15 件、落札が 8 件と書いてあります。入札へ出す物件の件数はどういうふうに決めているのか。これを見ますと、活用可能のものが約 144 件あるわけですが、そのうち 22 年度は 15 件、来年度は増やして 45 件と先ほど言っておられました。この物件の件数を年度ごとにどういうふうに決めているのか。

それから、売れる物件が 144 件あるわけですが、先ほども出ましたけれども、売れるものから売っていくという中で、今年度 45 件に絞り込んだ方法について教えていただけますか。

御室会長

はい。神門部長お願いします。

神門財務部長

後者の 45 件への絞り込み方ということですが、基本的にはなるべく早期に売却をしたいということで、簡単に言えば、売れやすい物件であろうと我々として考えたものを中心に、45 件を選んでおります。

山崎委員

件数はどうやって決めましたか。昨年が 15 件で、今年は 45 件の予定というのは。

神門財務部長

これは特段何かのルールを持って決めているわけではありません。通常の業務の中で、できる範囲で売り出しをかけていっているということでもあります。今回こうした整理ができたものですから、144 件の中から 45 件と大幅に増加して選び出して、今年度は売っていききたいということです。

山崎委員

そうすると、件数については整理がついた物件から出していくということですか。

神門財務部長

基本的にはそういうことです。

山崎委員

整理というのはどういうことですか。144 件のうち整理がついた物件というのは。

神門財務部長

144 件のうち整理というよりも、144 件は基本的には売り出し可能と考えているものですので、これについては早期に売り出しをかけていきたいというのが基本で、そのうち 45 件、その中でも特に売れそうなものについて、早々に売り出していきたいということです。

山崎委員

そうですね。今会長もおっしゃいましたけれども、手持ちの物件が 144 件あるならば、当然 144 件を売り出して、売りにくいものもあるかもしれませんが、オープンにして売っていかないと、これはどんどん遅れてしまうわけです。その辺どうなんですか。

神門財務部長

オープンにして売っていくべきという主旨でしょうか。

山崎委員

はい。

神門財務部長

そのように考えております。

山崎委員

それならば、どうして今年は 45 件ですか。144 件どうして売り出しにしないのですか。

神門財務部長

144 件全部ということでしょうか。

山崎委員

そうです。

神門財務部長

同じ説明になるかと思いますが、早期に売り出したいと思っている 144 件のうち、特に優先すべきものとして 45 件を選定したということでもあります。

山崎委員

水掛け論になっているけど、基本的にはやはり、結論的にいうと、売れる物件は即出して公開して売っていくべきだと思いますので、それを一つ申し上げておきたいと思います。

それと次に、パワーポイント 26 ページ。入札が不調になった時には看板の長期化と書いてありますが、今は不調になった場合は看板を取ってしまうわけですか。

神門財務部長

そうです。

山崎委員

それはどうして取るんですか。

神門財務部長

基本的には入札を実施して不調に終わったので、売り出しの機会が1回終了しているということです。

山崎委員

そうですか。当然売れ残ったというか、不調に終わった物件については、ずっと売っていくというのが一般的ですから、ぜひこれもこういうことでやっていただきたい。それからもう一つ、今年物件が8件残った一番の大きな理由は何ですか。

神門財務部長

いくつかあろうかと思えます。まず一つは、売り方が下手だったことがあるかもしれません。売却方法、広報が画一的で、なかなか周知ができなかったというような原因があるかもしれません。また、先ほどの指摘のように、売却期間が短期であって、これも周知がなかなかできなかった。あるいは、ものによって、例えば広大な物件であって、個人で買うには少し大き過ぎるような物件を出している。色々と考えられるかと思いますが、主にはそんなところかなと思っております。

山崎委員

そうですか。ですから、売れない原因を突き詰めて、一番の原因は場所とかかも分かりませんが、不調に終わった物件は、価格というのはどういうふうに考えるのですか。

神門財務部長

そうした問題点があろうかと思っております、先ほど説明したように、売却方法、広報、あるいは売却期間、これについて見直しを行うということ、まずさせていただきます。それと価格につきましては、公共の財産ですので、適正な対価で売るということは、法律上決まっておりますので、不当に安くして売るといようなことは基本的にはできないと思っております。

山崎委員

もちろん不当に安くしろということではなくて、今までは土地というのは、入札を出せば、黙っていてもすぐに売れたんです。今はもう世の中が皆、売れない時代に入ってしまったんですね。ですからこれは変えていかないと、いつまでたっても売れないということになるわけです。もちろん市民の財産ですから、極端なことはしてはいけませんけれども、やはり買う人があって売れるわけですから、そういうものもフレキシブルに考えてクリアして売っていかないと、この150件あるものがこれからどんどん増えるわけですから、そういうふうを考えてやっていただきたいと思えます。

それと、来年度から包括的な委託ということは非常に良いことだと思いますので、ぜひやっていただきたいと思えます。

最後になりますが、今までは土地は公示すれば売れたわけですが売れなくなってきた。この売れない物件をいかに売るかが、本当の資産処分になるわけです。大変失礼な発言になるかも分かり

ませんが、売れる物件を売るのは誰でもできるわけです。売れにくい物件を、どういう価格でどういうふうな販売方法でやるかということは、包括的に委託するのが一つ。それと、もう一つは、値付けもあろうかと思いますが、アドバイザーや経験を持っている方に、144 件ある中でどういう売り方をすべきだとか。価格は別にしても、売り方を検討する専門的な知識を持ったアドバイザーを入れてやっていかないと。世の中は随分変わってきており、売れない物件を売るということが、至上命題になるわけですから、ぜひアドバイザーも入れてやれば売れていくと思いますので。包括的委託についても思い切ってやってみてくれませんか。それをやってもらうにしても、やはりアドバイザーみたいな人に助言をいただきながらやるというのが一番必要かと思います。以上です。

御室会長

はい。ありがとうございました。

井出委員、どうぞ。

井出委員

井出です。

パワーポイントの 25 ページに 22 年度の新たな取り組みとして、YAHOO! JAPAN のインターネット公売、宅建協会への媒介委託と書いてありますけれども、YAHOO! JAPAN のインターネット公売というのは、官公庁オークションのことだと思うのですが、これは浜松市だけでなく、他の自治体でも不動産を、このインターネットオークションで売りに出していると思います。それはどれくらいの成約率というか、決まっているのか。それと、このオークションの利用価値をどのようにお考えかというあたりをお聞かせいただきたいと思います。

神門財務部長

全国の自治体における成約率というのは今データの手持ちがありませんが、ものによって相当違うのだろうという印象を持っておりまして、税のほうの差押え物件なども、同じような仕組みで浜松市もやっておりますし、他の自治体もやっておりますが、相当落札されている種類の財産も実はあります。土地はどうかというのは現状を把握しておりません。

井出委員

これは不動産もオークションにかけるようになったのはいつからでしょうか。

神門財務部長

この度です。

井出委員

浜松市はこの度ということですね。

神門財務部長

はい。

井出委員

そうですか。実は私もインターネット公売をのぞいてみたんですが、官公庁の公有財産については、コンピューターとか自動車とか、アンティークのコレクションまで、色々なものがオークションに

出されていて、中には救急箱 760 円とか、そういう小さなものまでオークションで、面白いなと思いつながらのぞいてみたんですが。通常、インターネットオークションだと、かなりの掘り出し物がアップされているという印象で、家に居ながらにして物件を見ることができるということで、これから利用者が増えてくるのではないかと考える分野なんですが、そこにアップされた3物件というのは、市がかなりの掘り出し物という感覚で載せていらっしやったのでしょうか。

神門財務部長

掘り出し物と言いますか、どちらかと言うと、今回の物件は大規模な土地でありました。でありますので、そこにも、もしかしたら原因があるかなと思っておりまして、ヤフーオークションなりでは、個人の方が多く見られるということであれば、もう少し物件の選び方も考えなくてはいけないのかなと思っております。

井出委員

はい。全国規模でお客様の目に触れるということで、有効なやり方とっておりますので、知らない方はどんだんのぞいてみて差し上げると良いかなと思います。それから、宅建協会への媒介委託について、手数料とか手続きはどのようになっていますか。

神門財務部長

言葉があっているかどうか分かりませんが、成功報酬制的なことで、売却額の3%というふうに決まっております。

井出委員

成立した場合だけ手数料が発生するということでしょうか。

神門財務部長

はい。

井出委員

そうしましたら、不動産といった大きなものはやはり、プロにならう形、あるいはプロに任せて売っていくのが良いと思います。そして物件の魅力を最大限にアピールするような売り方をしないと今は売れない時代ですので、包括的に委託していくというやり方を、私も賛成いたします。そのようにお願いしたいと思います。

御室会長

はい、どうぞ。山本委員

山本佳英会長代行

すみません、確認だけしたいんですけど。各区財産所管課が所管する普通財産というのと、事業所管課持ち普通財産というのとあるのですか。

神門財務部長

はい。

山本佳英会長代行

そうすると、パワーポイント 21 ページの 2,157 件というのは、各区財産所管課分だけなんですね。

神門財務部長

そうです。

山本佳英会長代行

この事業所管課持ち普通財産というのはどれだけあるんですか。

要は、各区財産所管課が持っているか、事業所管課が持っているかはともかくとして、売れるものはみんな売りたいんですよ。例えば各区財産所管課分を売るのは誰が売りますか。

神門財務部長

数字から申し上げますと、普通財産のうち、事業所管課持ちで 430 万㎡、区財産所管課持ちで 390 万㎡程度あり、倍以上の普通財産があるということになります。

山本佳英会長代行

それを売却対象にするのは、それらを分類して、遊休財産となったようなものなんだろうけれども、その事業所管課持ちの普通財産については、分類がまだできていないということですね。だったらそこも入れなければいけないですね。市有地売却についてというのであれば。

神門財務部長

おっしゃる通りです。

山本佳英会長代行

だからぜひそこも入れていただきたい。

それと 22 ページの遊休財産の中の「3 活用限定財産」に法面等というのがありますが、法面というのは道路の法面ですか。河川の堤防とか。

神門財務部長

色々です。

山本佳英会長代行

これは活用限定だけど遊休財産ではないでしょう。法面がなかったら道路が成り立たないでしょう。そういう分類はおかしいのではないですか。

もう一つ、普通財産の中に計画財産というのがあります。道路・建物整備などの事業計画で保有しているというだけけれども、例えば都市計画道路も 50 年前に決めたものがそのまま残っているんです。それに引っかけたものは計画財産に入っているんでしょう。40 年前、50 年前に都市計画で道路をつくって線を引いた。それがそのまま残っていますから、それに引かかる分は全部計画財産で売れなくなっているというのが実際です。50 年前に決めて、50 年間何も手が付かないなら、これから先も 50 年も手が付かないだろうと思いますので、その辺も都市計画の見直しをやらなくてはならないでしょうけれども、ぜひそれをやっていただきたいと思います。

御室会長

都市計画道路の見直しはまた何かやるというようなことも聞いていますが、花嶋さん、どうですか。

花嶋副市長

都市計画道路の見直しにつきましては、前年度からすでに取り組みをしております、第2弾とし

で今年度、また新たな見直し計画をつくって、順次実施をしていくという予定です。

御室会長

はい。ありがとうございました。

よろしいですか。はい。

それでは、時間も押し迫っておりますので、次にまいりたいと思います。施設評価の質疑をした
と思います。まず私から、財務部長に一つ質問をしたいと思っておりますが、先ほどの説明で、
市には約 2,000 の施設があるという説明をいただきました。パワーポイントにもありました。これを全
て維持するために、年間でどれくらいの費用を使っているのか、ざっくりの金額で結構ですから教
えていただきたいのですが。

神門財務部長

最後のページにありますように(減価償却費を除いて)400 億円/年です。

説明の中で申し上げましたが、改修、建て替えの経費でばらつきがありますが、最近ですと年平均
均で 70 億円程度。ここには出てきませんが。

御室会長

そうすると、その中で人件費というのはどれくらいあるのか。それから修繕費。

神門財務部長

400 億円中、人件費で 200 億円程度、物件費で 150 億円程度、物件費は業務委託料でありま
すとか修繕とか、光熱費とかということです。

御室会長

そういうことですね。

先ほどの説明では、施設を今後 20%、数でいうと約 300 の施設を削減するというお話。1,550 の
20%ということですね。20%削減するんだと。そうしますと、施設を 20%削減すると、維持管理コス
トも 20%削減できるとお考えですか。この点いかがですか。

神門財務部長

そこまで詳細な分析をしておりませんが、維持管理コストの高い施設と安い施設とありますが、恐
らく廃止となっていくような施設は、安いコストのほうがなるのかなという感じもありますので、20%い
かないのではないかという気はします。

御室会長

はい。分かりました。

もう一つ質問したいのですが、事務局のスライドを出してください。

これは施設の再配置計画の倉庫編というところから抜粋をした資料ですが、この中に、鹿谷倉庫
というのがあります。これを見ますと、三組倉庫へ移設して廃止解体後処分するという計画になっ
ているわけです。この表を見ていただくと分かりますけど、23 年度に準備をして、24 年度は1年間
何もしない、25 年度に移設しますと。26 年度になって廃止ということで、我々から常識的に見たと
きに、倉庫一つでどうして4年もかかるのかなと思っております。この点どうなんでしょう。どうい

考えの中で、こういうスケジュール観が出てきたのか教えていただきたいんですけど。

神門財務部長

はい。再配置計画については、それぞれにこうした年次のスケジュールを立てているわけですが、なるべく早期の廃止処分というのをしたいというふうには、もちろん思っています。この件で申し上げますと、倉庫は実は色々ありますが、ここに載っておりませんが、例えば、旧浜松市庁舎でありました西別館と呼ばれる市役所横の建物があります。あれも今倉庫としてかなり活用を实はしておりますが、それも廃止として、早期の廃止をしようとしているのですが、その倉庫の中身をどうするかという議論がありまして、なるべく西別館のほうを優先的に早期に廃止をしようとする関係で、中身をこちらに移すことも想定をしております、そういう意味でこれは、若干遅めの廃止のスケジュールとしております。

御室会長

我々から見ますと、じっくり時間をかけ過ぎているのではないかと思っているんですけど、このあたりを踏まえて、委員の皆さんの意見を伺いたいのですが。

はい、鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

鈴木です。よろしくお願いします。

パワーポイントの 36 ページ。先ほど、現状、公共施設の更新費用というのは、70 億円程度と説明があったと思うのですが、仮に、今後 20%の施設を削減できたとしても、今後の更新経費(265 億円)の 20%、53 億円を削減したとしても、212 億円もの経費が必要になると思います。その 212 億円に関してなのですが、これは浜松市からすれば財源を確保できるという数字になるのでしょうか。教えてください。

神門財務部長

確保しなければ維持ができないということですので、存続するのであれば、確保しなければならぬということになると思います。

鈴木委員

現状 70 億円程度という話で、仮に 20%削減できたとしても 212 億円。今のこの市政の現況を見れば、とても確保できないと思います。そう考えるとこの 20%というのは、あくまでも過程点に過ぎないのかなと。更なる高い削減目標というのが、長い目では必要になるとは思いますが、最低でも 26 年までに 20%削減したいという目標の中で、第1期施設評価をされたと思います。736 施設実行されたと思いますが、その結果、111 件の施設を廃止という結論になっていますが、実際 111 件廃止されるのでしょうか。

神門財務部長

廃止を目指して計画をつくっております。

御室会長

山本委員、どうぞ。

山本佳英会長代行

その廃止というのが非常に曖昧なんです。だまされるという悪いんですけども、例えば鴨江別館は廃止と言いました。でも耐震工事をやって、あそこにそのまま残っているんです。どうも廃止といっても、機能を廃止してものはそのままというのものもあるし、ものそのものもなくなってしまう廃止もあるらしいんです。その辺を区別してくれませんか。この計画でも廃止 111 件も、そのうち実際にものがなくなって、土地が売られて、何もなくなるという状態になるのはどれだけなのかとか。よく廃止するので利活用検討なんて出てきます。役所の資料にはたくさんある。廃止というのは一般的に捉えると全部なくなるということなんです。廃却とか、その辺を区分して説明をしてもらえませんか。

神門財務部長

基本的には廃止計画の 111 施設につきましては、建物を解体して借地の返還や市有地の売却を目指していきますが、長年そこにあった施設である場合に、地域住民からの使用したいという強い要望があるような場合があります。そういう場合には、その声を十分踏まえて対応する必要があると思っております。

山本佳英会長代行

だからそれは廃止ではなく転用ですよ。

神門財務部長

いや。

山本佳英会長代行

そういう言葉にしてくれませんか。廃止といたらなくなるのが普通でしょう。我々はそう取りますよ。だから他に使う、何か事情があって他に使うというのは、それは転用しますということ。

神門財務部長

そこは議論があるところかとは思いますが、地域住民が使用したいとおっしゃった場合に、基本的にはその地域住民の管理で、簡単に言えば、市からの持ち出しは一切なく使っていただくというようなことも、特に中山間地域におきましてやっております、そういうことは市としてはやっていきたいと思っております。

御室会長

だから、用語をきちんと、役所言葉ではなくて民間用語にしっかり直してもらいたい。それでないと 111(施設)あって、本当に潰してしまうのは、例えば 80(施設)ある。あと 30(施設)ぐらいは実際には転用なんだけれども、役所の常識で言うと 30(施設)は廃止と。こういう分類に入るんですね。

だからこれから我々とお話をさせていただくとき、あるいは外へ公表をするとき、そのときには、先ほど山本代行が言ったように、転用と廃止と、これをしっかり分けてもらわないと勘違いしてしまう。我々が廃止というと、111 の施設がなくなるんだという判断になるので、その点はぜひ直してもらいをお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

岩田委員

今の話を見ていて、パワーポイントの 35 ページに削減と書いてあるのですが、細かいことですが、削減というのは、全くなくなるという考えでよろしいですか。

神門財務部長

先ほど申しあげました地元の方々による管理での、存続という言い方がまた良いのかどうか分かりませんが、市の持ち出しが一切ない形での地元の方々の利用というのは、ここに含めてあります。

岩田委員

ということは、市の言う廃止と考えて良いということですね。そうですね。

神門財務部長

含めて、廃止と呼ばせていただいているということです。

御室会長

はい。鈴木さんどうぞ。

鈴木委員

先ほど地域住民によって管理されるのは、一応廃止に含むという話だと思いますが、こだわるわけではないですが、鴨江別館に関しては、耐震補強工事をされていますね。施設として廃止ということで、廃止に向けて取り組んでいる中、なぜ耐震補強工事を何億というお金をかけてされたのか教えてください。

神門財務部長

すみません。本日、その担当部局がまいっておりませんのでお答えしかねます。

鈴木委員

あと具体的に教えてもらいたいのですが、20%削減というと、五つあるうちの一つの市民施設を廃止するということだと思のですが、具体的に浜松市の中区にホールと呼ばれているものがあるのですが、こちらの中に削減する計画があるものはあるのでしょうか。

御室会長

はい、財務部長どうぞ。

神門財務部長

はい。個別の再配置計画につきましては、先ほど説明しましたように、すでに策定しましたものを除きまして今年度策定をしていきますので、その中で検討をしてまいります。まだ具体的なものをお示しできる段階ではありません。

御室会長

はまホールというのは 50 年経つのですか。これで見ると。築年数 50 年と書いてありますね。もうかなり古いですね。

鈴木委員

はまホールに関しても、建て替えるのか建て替えないのかという話も、まだ検討されていないのでしょうか。

神門財務部長

今、個別計画の策定に向けて、所管部局で検討しているところであります。

鈴木委員

26年度までに全体の20%の施設を300施設削減するという目標を掲げられていると思うのですが、何となく今話を聞いている限り、20%削減できたら良いとか、できないかなというような感覚にしか感じられません。先ほどの、今現状70億円程度の更新費用が、今後20%削減できたとし、ても212億円、更なる削減をしないとイケないという状況で、このようなのんびりしたような具体的な話がないまま、ずるずると進めて良いのかなと思うのですが、それに対して意見はありませんか。

神門財務部長

具体的な話をつくろうと計画をつくっているわけで、20%というのは300施設です。第1期の施設評価におきまして111施設を廃止すると言っております。第2期でまた1,300程度の評価をしてまいります。その中で300の中の残りの200程度、また廃止をしたいということであり、決して不可能な数字だとは思っておりません。

鈴木委員

最低でも20%、300施設を削減できるように、今後も引き続きよろしく願います。

御室会長

はい。財務部長から、20%削減を絶対やりますというお話でしたので、ぜひこれは期待しておりますので、この点についてはきちんとチェックしていきたいと思っておりますので。施設をどんどん潰すというとは必ず反対、「いや、これは使うから」、こういうことがあるんですね。我々住民の側も、我慢しなくてはイケないというのは当然あると思うんですね。これは市の経営全体で考えていかなければならない。もちろん場所によっては若干考慮しなくてはいけない。これは当然ありますけれども、やはり基本的には、我々浜松市というバランスで考えたときは、思い切ってこれは廃止していかないと、廃止とは潰すことですよ、転用することではなくて。それをやらないと、維持管理にランニングコストがどんどんかかってしまうということになりますので。そうしないと防災とか、これから地震の問題があります。それから先ほど話した借地の問題といったものを解消するためにもお金が必ず必要になりますので、そういう意味でこれはもう絶対にやってもら。20%削減、これはひとつよろしくお願したいと思います。

山本さん、何か。どうぞ。

山本和夫委員

鈴木委員は非常にこだわった話をしました。行革審の事務局が鴨江別館にありました。確かに耐震工事に随分お金がかかって、今廃止となっていることに非常に違和感を持っています。

24ページをご覧くださいと、18年度から22年度の5年間で、7億7,000万円の売却の成果がありました。土地開発公社保有地について、29ページにある処分額、平成22年度で31億4,400万円ありますが、これは土地開発公社にもう市としては払い込んで、それを運用費用としてお使いになったわけですか。

神門財務部長

支払い済みです。

山本和夫委員

そこから見ますと、22、23 年度は軽いですけど、24 年度は 62 億円、25 年度は 76 億円とあります。市はお金が窮屈になっているという考えのもとで、行革審をやっているわけですが、売っても7 億 7,000 万円しかないということになると、62 億円、76 億円も。先ほど鈴木委員からもありましたけど、そうは言っても市にお金はあるんですかという皮肉な言い方がありましたが、そういった点ではどうなんでしょう、この財源。そこまで特別論じないにしても、ページ、ページで論じていくと実態が見えなくなってくるという怖さがあります。これはもう計画済みだから、これは別の形の予算手当が済んでいると考えて良いですか。

神門財務部長

特別の予算手当を行っているわけではありません。毎年度、毎年度の予算編成の中で、買い取り予算を捻出しているということで、全体の財政計画の中では、当然こういう買い取りがあるものとして、計画をつくっているということになります。

山本和夫委員

非常に怖い思いがするというのがありまして、東北の大地震もあり、また防災について市もお金がいるだろうということも想定されております。後に後に重くなってくると、最初はできるけど後になってできないとなつては困るなど。それはないと信じてお答えをいただいたと思います。

皆さんは、何で行革審は売ることばかり言っているんだろうということですが、やはり売ることについて、また有効に使っていただく目的があるというのが我々の考え方だと。会長のお話になることかもしれませんが、そんなことを思いました。

御室会長

はい。今の山本委員の言葉をまとめにしたいと思います。まさにその通り。先ほど私もお話しましたように、税収がこれからどんどん増えるということはないわけです。逆に言うと少なくなる。ですから、何を持って選択と集中をやるか。例えば、今現在ですと東日本の大震災。東海地震、東南海、南海地震、これは 30 年以内に 87%という確率があるというお話ですが、やはりこれは浜松市の財政に合った、身の丈に合った準備、地震に対する、津波に対する準備をしなければいけない。これは今最優先の、まさに集中すべき、投資すべき、やるべき問題です。ですからそれをやるためにも遊休財産を売っていかないと、スリムにしていけないと次の手が打てないということですので、ぜひ、この点を期待したいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

山崎委員

一つだけよろしいですか。先ほど売却の話が出て、神門部長から今年度 15 件のうち8件落札で成果が上がっているとおっしゃいましたが、そういう認識でいること自体が(どうか)。完売して初めて成果が上がっているというようなもので、(その点で)我々と認識のずれが非常にあるわけです。先ほどから言っている土地開発公社の取得の問題とか。完売できなかつたらどういうふうにしたら売れるかということ、逐一検討して売り切るという考えで市の職員はやらしてもらわないことには売れ

ませんので、改めて申し上げておきます。

御室会長

はい、ありがとうございました。ぜひ期待したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。
どうぞ、副市長。

山崎副市長

資産経営について、色々ご提案をいただきありがとうございます。平成 20 年度に行革審の提案をいただいて、資産経営課をつくって、それまでばらばらだったものがようやくまとまってきたということで、スピード感からいうとおっしゃる通り、非常に遅いかもしいないですが、言ってみれば、慣れない職員に限られた人材と資源の中でここまで来たということで、遅いのではないかということも含めて色々問題もあると思います。できることからやっていくということだと思っておりますが、民間的な発想で今日、色々ご意見も伺いましたので、今後また更に取り組みを進めていくというふうに思っています。特に「はまホール」でしたか、廃止したらどうかという提案までいただきましたので、ぜひ個別にそういう提案もいただきたいと思っております。ご指摘がありました専門家の活用というのも考えていかなければいけないと。限られた人材と資源というお話を申し上げましたけれども、できるだけ効率的にやっていきたいと思っておりますので、また色々教えていただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

御室会長

はい。山崎副市長の力強いお言葉をいただいて、ぜひ期待をしていきたい。ただ傍聴の皆さんも今日感じたかもしれませんが、我々民間と行政というのは、発想の原点のところが違うんですね。ぜひ民間の良いところの発想、そこの切り口の部分、これをぜひ少しでも取り入れていただくということをしていただければと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

(2) 動物園とフラワーパークの一体化について

御室会長

それでは次に、動物園とフラワーパークの一体化について、お話を申し上げたいと思います。
この件につきましては、前回の審議会から継続審議ということで、まず審議に入る前に私から二点ほど確認だけさせていただきたいと思っております。

まず一点目としては、前回フラワーパークの再生計画で、4億 5,000 万円の投資のうち約3億円をイルミネーションに投資するという説明をいただきましたが、その後、計画はどうなりましたか。その点確認したいのですが。村田部長、よろしいですか。

村田農林水産部長

農林水産部の村田です。よろしくお願ひしたいと思います。
イルミネーションの関係ですが、前回公社と調整をしていきたいというようなお話をさせていただいたと思います。投資効果そのものを精査していくことを進めているのですが、具体的な効果が確実なものにならないと、投資をするのは難しいと現在考えているところです。

御室会長

はい、分かりました。

それともう一点、フルーツパークについて確認したいと思っております。フルーツパークは資産を(財)フラワー・フルーツパーク公社から市に資産の移管をして、指定管理者制度を導入して指定管理者に運営をしてもらうという説明をいただきましたが、これが具体的には進展があるのですか。その点を確認させていただきたいと思えます。

村田農林水産部長

前回の公開審議の折にも説明しましたが、「食」と「農」の情報発信拠点として整備をしていくということで、再構築をしていくということで、その指定管理者としてふさわしい皆さんに今お声かけをして、何人かとお話をして、新しい法人を設立する方向で検討しているところです。ただ、前回もお話したように、まだ現段階でお示しするような状況にありませんので、もうしばらくお時間をいただけたらありがたいと思っております。

御室会長

ありがとうございました。

またフルーツパークにつきましては、後日動きがありましたら、また進捗状況を伺っていくということになりますのでよろしく願います。

それでは今日は、動物園とフラワーパークの一体化に絞って審議をしてみたいと思えます。これは前回の審議でもかなりやっておりますので、恐縮ですが、説明については要点を絞って手短に、時間の関係もありますので、お願いできればと思えます。よろしく願います。

永田公園緑地部次長

公園緑地部次長の永田です。よろしく願います。

それでは私から、動物園の経営状況と動物園・フラワーパークの借地解消について、説明させていただきます。動物園の経営状況を説明する前に、動物園の運営に関する基本方針と施設の概要並びに現在の取り組みを説明させていただきます。

動物園の運営に関する基本方針ですが二つあります。一つは、動物園の基本的な役割を果たすことです。憩いの場、社会教育の場、種の保存の場、調査・研究の場、の四つが基本となっております。基本方針の二つ目ですが、地域経済の活性化への貢献です。これは館山寺地区の誘客拠点としての一翼を担うものです。

次に施設の概要を述べさせていただきます。浜松市動物園は昭和 25 年に浜松城公園内に開園しました。そして昭和 58 年に館山寺総合公園内に移転してから 28 年が経過しております。敷地は 14 万 6,000 m²で、展示動物は平成 22 年3月末現在、117 種 397 点となっております。平成 23 年3月末は 116 種 381 点ですので、展示動物につきましては年々減少しております。

入園料につきましては大人 400 円、中学生以下、70 歳以上の方、あるいは障害をお持ちの方については無料です。近隣の動物園と比較しますと、静岡市の日本平動物園が 500 円、豊橋ののんほいパークが 600 円、よこはま動物園ズーラシアが 600 円、上野動物園が 600 円ですので、

まわりの動物園よりも少し安い入園料となっております。

次に職員数ですが、ここで数字の訂正をお願いします。獣医師が3人となっておりますけれども、4人に訂正をお願いします。記述ミスで申し訳ありません。職員数は現在 33 人。内訳ですが、獣医師が4人、飼育担当 20 人、事務職員2人、技術職員4人、再任用職員1人、非常勤職員2人となっております。

次に、動物園の具体的な取り組みですが、施設整備の推進、老朽施設の再整備では、ユニバーサルデザイン化の推進及び行動展示への配慮に努めております。誘客対策の推進では、経営資源の活用、展示動物の充実を図りたいと考えております。具体的には、国内唯一の展示動物でありますゴールデンライオンタマリンの情報発信と大型展示動物の購入です。平成 20 年度にゴリラ、平成 21 年度にアジアゾウ、平成 22 年度にはホッキョクグマ、アミメキリン2頭、ユキヒョウなどの大型動物が死んでおりますが補充はしておりません。今のままでは、じり貧状態に陥ってまいりますので、大型展示動物の購入が緊急の課題と考えております。

機能の充実では、教育機関としての機能を充実させたいと考えております。いのちの教育授業を推進し、子どもたちを中心に、広く市民に生命の大切さや絆の尊さを伝達してまいります。また、国内の動物園等と協力して、希少種の保存、繁殖を図っております。現在、雌のホッキョクグマを、繁殖を目的としまして大阪市天王寺動植物公園へ貸し出しておりますし、京都市の動物園からは雄のトラを、同じく繁殖を目的で借りております。更に計画を進めております、動物愛護センターを拠点とした動物を愛するまちづくりの推進を図りたいと考えております。

次に、動物園の経営状況について説明をさせていただきます。まず入場者の推移ですが、昭和 58 年に移転開園したときは、114 万人を超えるお客様がありました。最近ではその3分の1、大体 35 万人前後で推移をしております。お客様が減った原因として考えられることは、施設の老朽化、あるいは少子高齢化、レジャーの多様化が挙げられます。動物園入園者の減少は全国的な傾向です。

次に、歳入歳出の推移ですが、歳入は入園料と駐車場使用料が大部分です。歳出につきましては、大きい順に人件費、施設維持管理費。施設維持管理費ですが、えさ代、光熱水費、し尿処理浄化槽費、あるいは清掃費ですとか樹木管理費です。平成 20 年度につきましては、施設整備費が前の年、あるいは次の年よりも上回っておりますけれども、これは小獣舎を建設しましたので大きな額になっております。通常年ですと3番目に大きいのが公園敷地の借り上げ費です。これは動物園とフラワーパーク両施設の借地料です。歳入から歳出を引いた金額ですが、毎年3億 8,000 万円以上の持ち出しとなっております。

次に、動物園、フラワーパークの借地解消について説明いたします。これまでは生活困窮ですとか相続時などにより、土地所有者からの買い取りの申し出があったとき、財政状況を踏まえ対応してまいりました。今後につきましては将来の施設の在り方の方針を踏まえ、借地の計画的な解消を図る必要があると考えております。課題としましては、財政状況が厳しい中での用地買収費の確保があります。また、市の借地解消方針におきましては、学校用地が優先となっております。

次に、現在の土地の状況を説明します。一番上の表をご覧ください。動物園とフラワーパークの総面積ですが、約 45 万 1,000 ㎡です。内訳ですが、借地が一番多く約 25 万 2,000 ㎡。面積に占める割合は 56%となっております。次に浜松市の土地が 10 万 4,000 ㎡で 23%となっております。中ほどの表をご覧ください。借地面積の内訳です。フラワーパークの借地が約 18 万 7,000 ㎡で、全体に占める割合は 74%です。動物園は6万 5,000 ㎡で 26%となっております。借地料は両施設合計して 5,700 万円です。全て動物園で支払っております。一番下の表をご覧ください。借地を解消するため、全ての借地を買収した場合の試算額ですが、29 億 5,700 万円程度かかるものとなっております。

公園緑地部は以上です。

村田農林水産部長

続きまして、動物園とフラワーパークの一体化の検討結果、今までの経過を踏まえて説明をしていきたいと思っております。

そもそも動物園とフラワーパークの一体化の議論というのは、第1次行革審において平成 17 年度に外郭団体についてご審議をいただく中で、(財)浜松市フラワー・フルーツパーク公社の状況と、施設としてのフラワーパークの管理運営の健全化についてご意見をいただいたところに、そもそもスタートがあるというふうに理解しております。

このときには公社の資産や経営状況とともに、フラワーパークを取り巻く諸事情として、ガーデンパークの設置、豊橋総合動植物公園のんほいパークなどの状況を加味されて、隣接の浜松市動物園との一体化によるサービスの充実、運営コストの効率化をご提案いただいたものと認識しております。結果、平成 18 年3月 13 日に最終答申をいただいたわけですが、ここに書いてございますように、公社が名目的に所有するフラワーパークの施設は、公の施設として市に帰属するものとし、隣接する浜松市動物園と館山寺総合公園として一体化することをご提言いただいたところでした。

次に、このご審議と提言を受けまして、当時市としましては同年4月に、フラワーパークにかかる資産は、フラワーパークと動物園の一体的な運営のため、平成 20 年度を目途に移管する。それとフラワーパークと動物園は一体的に運営し、入場料を一本化した上で、現在のフラワーパーク入場料より引き下げるという行財政改革にかかる方針を定め、課題の抽出や分析、解決策の検討に入ったところです。

次に、この件につきましては、以前から市議会でも大変高い関心をいただいております。平成 18 年 12 月には市長が、平成 18 年度から動物園とフラワーパークとの共通利用券や定期利用券の引き下げの試行をして、両施設の一体化について検討を行ってまいりました。庁内検討会議では、フラワーパークの資産の市への移管、入場料の一本化について検討を行い、課題である料金設定、運営形態などについて整理して、平成 20 年度の統合を目標に、早期に結論を出すことといたしました。と答弁を行っております。当時 1,100 円だった共通入園料金を 850 円に引き下げるなど、具体的な施策も示しております。

この後、次の行革審での審議までは、しばらくお時間をいただくこととなりましたが、その間、市で

は庁内検討会議を組織し議論を深めるとともに、外部の機関へ委託して、公社資産の市への移管や、動物園と植物園の一体的運営に必要な機能や設備の在り方の調査研究を行ってまいりました。そして平成 20 年 10 月 13 日の行革審公開審議では、次の通りご報告をさせていただいたのであります。

まず答申を受けまして、フラワーパークの施設は公の施設として隣接する動物園と一体化することを方針としています。この方針を基に施設の一体化の検討については、所管する市の組織を一元化する。公社の資産を市に移管することを共通の条件に、入園料の取扱いを三つのパターンに分けて、利用者の使い勝手と収支予測を比較しました。

次に、検討したパターンが表の通りです。Aは組織や施設を一体化した上、料金体系は現行のまま据え置こうというものです。この場合、入園料に関する新たな設備投資は不要ですが、相変わらず動物園とフラワーパークとの往来には物理的な制約があり、一体化の実感は乏しいと評価しました。また、入場料を一本化した上で、現在のフラワーパーク入場料より引き下げるという方針とも整合しないというような状態になっております。

Bは入園料を一本化し 500 円とするものです。この場合、従前の動物園利用者の負担額については、400 円から 100 円のアップになることから、駐車料金を現行の1回 200 円から 100 円に引き下げ、市民サービスの維持を図ろうという案です。この案では両施設を自由に利用できるという一体感とともに、施設利用者の入園料負担の軽減で、一定の入園者増加が見込まれると考えておりました。しかしながら発券機の改修整備等が多額になりまして、かつ入園料収入は有料入園者数が6割増しというような検討をして行ったわけですが、減収となるという結果が出ました。

Cはフラワーパークのみの入園料を 850 円から 600 円に値下げするもので、共通入園料も 700 円まで引き下げることで、方針に整合する案としたものですが、この案では、入園料に関するインフラ整備は最小限に抑えることができるものの、やはり入園料収入の増加は見込めないものとなりました。

次に、検討の結果、動物園とフラワーパークの一体化には、次のようになかなか困難な課題があるということが分かってまいりまして、上の三つにつきましては、現在フラワーパークの運営を担っている公社の問題です。そもそも施設運営のために設置し、これまで深く経営にかかわってきた市が、一方的に公社を債務超過に陥らせることはなかなかできないということで、非常に取り扱いが難しい課題となっています。

また、下の二つにつきましては、三つの検討パターンのいずれにおいても、広大な施設の管理上の職員増加や、利用者のための園内移動手段の改善など、多額の財政支出が必要となるものでした。結果、この時点では収支の改善や財政負担の削減など、行財政改革の効果が期待できないとして、一体化の実施について、更なる検討の必要性をご報告したわけです。

次に、その後の平成 21 年3月8日には公開審議において、外郭団体に関するご審議をいただく中、繰り返しになりますが、施設の一体化による運営については、経営的な効果が見られなかったこと、またフラワーパークについては、館山寺地区の重要な観光資源の一つであることから、存続

の方向で運営形態の見直しと併せて検討していくことを説明させていただいております。

次に、翌平成 22 年 3 月 28 日に開催された第 3 次行革審の公開審議におきましては、施設の存廃について説明をさせていただきました。この中で花き振興の役割は縮小しているが、憩いの場としての役割は、幼児から小中学生の来園者が 7 万人ある中でも、今後も必要であると。更に館山寺地区の観光拠点としての期待が大きいこと。一方課題としては、入場者数の減少と施設整備が老朽化している中、経営的な観点で民間企業のノウハウを活用して、施設の魅力アップとコスト抑制を図り、市の負担の削減を図りたいという考え方に基づいて、採算性には課題があるものの、地域経済活性化のための観光拠点施設として必要だと。それと館山寺総合公園の一部として存続をさせたい。施設の採算性は指定管理者制度等を導入して改善を図るとさせていただいたものです。

この後、平成 22 年 12 月に第 3 次行革審の中間答申で、浜松市動物園との一体化の提言、第 2 次行革審におけるフラワーパーク、フルーツパークの両園の存廃の決定の遅れの指摘を確認された上、市は両施設の目的、役割が何かを明確にした上で、施設の存廃と本来あるべき運営形態を、平成 22 年度中に決定すべきとご提案をいただきました。

次に、これを受けまして、平成 23 年 3 月 19 日、公開審議におきまして、(財)浜松市フラワー・フルーツパーク公社についてご審議をいただき、フラワーパークとフルーツパークのそれぞれについて、施設の存廃や運営形態について説明をさせていただきました。この中で、フラワーパークの動物園との一体化については、共通券の発行により、今後も両園の同時利用など、双方の連携は継続していくこと。また、真の一体化には専門性を要する動物の飼育等、指定管理になじまず市の直営によるべきであり、一方、植物や花壇の管理においても、高い園芸技術に裏付けられた社が担うべき部分があるということで、園内管理の運営形態をどちらか一元化することは、なかなか難しいということ。それと動物園の設置目的とフラワーパークの目的と違いがあること。入園料の違いもさることながら、動物園は先ほど説明がありましたように、中学生以下や 70 歳以上の利用者が無料であることなど、料金体系に違いがあるということ。三点の課題があつて、長期的な視点で検討をさせていただきたいという説明を差し上げたところです。

動物園とフラワーパークの一体化のこれまでの検討結果について、以上説明をさせていただきました。

御室会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、これから議論に入りたいと思っておりますが、行革審としましては、委員全員で色々議論をしまして、基本的には動物園とフラワーパークは一体でやるべきだということで、あの地域の観光圏、教育の問題、憩いの場、そういうことで貢献すべきではないかというふうに考えています。そういうことを前提において、委員の皆さんから質問をしていただきたい。

その前に一つ前提条件として、私も知らなかったのですが、動物園とフラワーパークと担当部が違うんですね。説明をお 2 人にいただいたのですが、フラワーパークが農林水産部、動物園が公

園緑地部、こういう担当ということでよろしいですか。

永田公園緑地部次長

その通りです。

御室会長

同じ公園なのになぜ違う部がやっているのかなど。一体として同じ憩いの場ということでやるべきではないかなと思っていますが、そういうことを前提に委員の皆さんから議論をお願いします。

はい、山本代行、お願いします。

山本佳英会長代行

この問題というのは、先ほど経過がありましたように、平成 18 年の3月からやっているんですね。5年経ちました。その間、今説明がありましたように、一体化ということで方針はいったん決めたいんですね。違いますか。決めてない。村田部長、どうですか。

御室会長

村田部長、どうぞ。

村田農林水産部長

先ほどの経過の中で説明したように、方向としてそちらの方向で決めていったということで検討を重ねてきたということになります。

山本佳英会長代行

ですよ。それで、5年もかかっていまだにこういう状態というのは、何が一番の原因なんですか。村田部長の前任者の分からあろうでしょうけれども、5年ずっと農林水産部長ではないですね。

村田農林水産部長

実をいうと、先ほどの検討経過の中でも説明しましたように、15 ページで、所管する市の組織を一元化する。それと公社の資産を市に移管するという前提の中で、市の負担額を減ずる方向で、市の負担を少なくする方向で検討を重ねてきたと。その結果、16 ページ、色々メリット、デメリットがありますけれども、なかなか入園料収入が増えてこずに減っていく方向と、次の 17 ページに書いてありますように、職員の増員、市の財政負担が増えるという結果、再度検討をしてきたということです。

山本佳英会長代行

この5年の間にリーマン・ショックがあったり、色々ありましたけれども、少なくとも動物園にしるフラワーパークにしる、入園者というのはじり貧なんですね。我々行革としても、フルーツパークはともかく、フラワーパークは無くそうとは思っていないんです。あれは残したほうが良いと思っているんです。残すためにはどんなふうにすれば良いかというのと、そのじり貧を押さえるのに。ついでに隣に動物園があったと。動物園はどんなといたら、今説明がありましたように、こちらもしり貧である。この状態を何とかするにはどうしたら良いかと、平成 18 年から始まっている一体化という話にまた行き着いたんですね。一体化することによって、あそこの魅力が高まるのではないかというのが我々の考えでありまして、それをするためには、いったい何をどうすれば良いんだという検討をお

願いたいというわけですね。市としてもいったんは一体化ということをやったんだから。どうも聞いていると、やらないほう、やらないほうへ考えているみたいな気がする。つまり後ろ向きになっているみたいで、前に進もう、あるいは一体化のためにどうすれば良いんだ、どういう方法があるんだ、何をメリットとして出せるんだ、お客さんはどれくらい増えるんだ、あるいはどういうことをやったら来てくれるんだと、そういうような方向が全然見えないんですよ。

今話を聞いていますと、今のままだったらじり貧ですよ。いずれは閉鎖ですよ。動物園にしろフラワーパークにしろ、設立の目的が市民の憩いの場所というのがあるんですよ。我々は本当にそうやって欲しいんです。あそこへ行って心の安らぎを得るとか、あるいは子どもを遊ばせて一家団らんを楽しむとか、そんなふうにしたいんです。本当に貴重な財産だと思います。そう思っているんだけど、スライドで 20 ページにあるように、一体化するには課題があるから、長期的視点で検討するとなっている。5年かけてやって、また長期的といったら 10 年かけるわけですか。そんな悠長なことをやっている暇はない。また5年たったらどんな状態になってしまうと思いますか。

それからもう一つ、1、2、3と挙がっているんだけど、これらは後ろ向きの答えですよ。運営形態が違うんです。違うのは確か。それを一緒にするにはどうすれば良いのか考えてほしいんです。それからフラワーパークと動物園の目的は一致しない。何で一致しないんですか。両方市民の憩いの場所となっているのではないですか。同じでしょう。それから入園料金の体系が違う。こんなものはどうにでもなることです。だからこれはもう後ろ向きの言い訳としかならないし、誰の目線で考えているんだと言わざるを得ないんですね。ここは市民が楽しむための場所にしたいんです。存続させたいんです。だからぜひそういう観点で、長期的になんて言わずに短期的にやってもらいたい。決めたら良い話です。後は方法論なんです。この方向が決まらないから、なかなか実際の行動に移れないんですよ。ぜひここで言ってください。一体化でやりますと。5年考えてきたんだから言えるでしょう。イエスかノーか。イエスなら、じゃあそういうふうにしましょうだし、ノーなら、どうしてだとなるんですが。

公社というか、これと関係もしますけれども、借地の話に関して、今年の年末で今の契約が切れるんですね。更新時期になります。先ほど面積の話がありました。25 万 2,398 ㎡、借地料 5,700 万円の契約更新の時期になります。一体化してレイアウトなりを工夫した場合には、面積を減らせるかもしれません。先ほど地図がありましたけれども、この緑のところを減らしたり、減らしていけばその分だけ借地の分というのは減らせます。つまり今年がチャンスなんです。たぶんまた 20 年契約にするでしょうから、そうするとまた 20 年後まで手を付けられなくなる。チャンスなんです。今年の 12 月、交渉するのは半年前か知りませんが、そうするともう6月、7月ぐらいからぼちぼち始める話ですよ。長期的なんて言っていられないんです。長期的となると 20 年後になってしまう。そんな悠長なことをしていられないんです。なぜ別々にこだわるんですか。質問です。

御室会長

村田部長、どうですか。

村田農林水産部長

フラワーパークというものが昭和 45 年に設置された後、昭和 58 年に動物園が移設されたということで、基本的には昭和 58 年に、舘山寺総合公園として位置づけられたということです。ですから、決して別個にということではなくて、イベントだとか情報発信については、できるだけ連携をしていきたいということで連携してきたところですし、植栽の管理等についても、得意分野のほうが、具体的に言えばフラワーのほうが動物園の部分もやらせていただいたという事実はあります。

御室会長

村田部長は色々理由をおっしゃったけれども、確実に両方とも成績というか、我々民間でいえば業績です。これが全部下がっている。右肩下がり。ということは何を物語っているのか。ここがポイントだというふうに思いますね。

山本代行、どうですか。

山本佳英会長代行

とにかくじり貧ということは、じきにつぶれる会社、経営者は首ということです。その辺もあると思います。恐らくスタートのときが違います。事情も違うでしょうし、フラワーパークが先にあると、動物園が後から来たんでしょけれども、なぜそばにやったのかといたら、やはりそういうことも少しあったのではないかと思うんです。

イメージしてみてください。フラワーパークと動物園が一緒になって、真ん中の柵がなくなったらどんな状態になるか。フラワーパークのほうは敷地がたくさんありますね。芝生のところがあるし緑もあるし花もある。動物園は坂道ばかりで、くねくねと細い道がある。狭い、魅力的な動物がいない。それはそうですね。先ほどの歳入歳出のときに、動物の購入というのは 100 万円から 200 万円しか使っていませんね。100 万円や 200 万円で何が買えるか知りませんが、少なくともゾウがいなくなって、ゾウは 500 万円とか言いましたか。売り物はないそうですが。それはともかくとして、植物と動物どちらも生きもので同じなので、目的は一緒なんです。例えば広い芝生のところにケージがあって動物がいるとか、もっと有効に使えるのではないかと思うんです。そのケージの横に芝生があって、そこで家族が弁当を食べたり、ピクニックをやったりするのも良いではないですか。と思うんだけど、動物園にはそういう場所が今はあまりありませんね。だからそうやって組み合わせることによって、どういう部分が市民の人が喜ぶような場所になれるとか、ぜひそうやって考えて欲しいんです。お金のことばかりいうのは、それもあるけれども、そういう工夫をやって、ロコミで色々な魅力が発信されればお金は後から付いてきます。

少なくとも最初に、第3次の行革審で言ったときに、市民の憩いの場ということであるなら無料でも良いのではないかとことも申し上げましたね。それぞれ両方足すと年8億円ぐらいですか。入場料がなくなると 10 億円ぐらいになるかもしれませんが、一般の市民の人たちが、年間 10 億であるところがあるというのに価値を見つけてもらえれば、それはそれで良いんですよ。じり貧で何もしないから経費削減とか何とかいう話でありまして、積極的に将来の展望を計画して、こんなふうになって皆さんに喜んでいただけますよということをやって、ああそうだね、いいね、やろうよとなれば、それはそれで良いのではないのでしょうか。

御室会長

山本代行、良いですか。

じり貧という大変失礼な言い方かもしれないけれども、入場者数がどんどん減っている。これは全国的な傾向だ。だから我々も良いということは許されないんです。それが通るならあなた方、あなた方なんていうと失礼ですが、皆さんいらぬんです。そんなことだったら。全国は、ほかのところは下がっていても、浜松はこうやっていますよというのが、やはり大事なことなんですね。

そういうことで、私どもも見ていまして、動物園の業績についても、あるいはフラワーパーク、フルーツパークにしてもそうなんですが、責任の所在がきちっとしていない。誰が最終的な責任を取るのか。こここのところがしっかりしていないから、やはりこうなるのではないかと思います。

医療センターを見てください。医療センターは見事に、まあ確かに医療費の改定の問題がありましたから、そういうフォローの風も吹きましたけれども、素晴らしく立ち直ってきました。それはなぜか。やはり責任者がきちっと体を張って経営をしているから。こういうことなんですね。ですから、そうすると一番の基は何かというと、市の方針が明確になっているかどうかということがまずあって、そうした中で、経営者がしっかり体を張ってやっているか。ここが大事だと思うんですね。

動物園なんかも、投資のところを見ると年に 200 万円とか 300 万円しか投資をしていない。やはり積極的に投資をしないと。動物購入のところを見てください。何年もほとんど購入していないでしょう。これではだめなんですね。日本平動物園だって今、積極的に投資をして、あんな狭い動物園でも 70 万人を超えたとか、そういうふうな積極投資をすることによって、初めて市民が喜んでいただけるんですね。その明確な方針がしっかりしていないから現場も動けない。こういうことだと思います。

その点、誠に恐縮ですが、花嶋副市長さん、何かございますか。

花嶋副市長

はい。動物園とフラワーパークを合わせて約 45ha はあるわけですが、土地の問題は別といたしましても、それぞれの役割で今日まで来たわけですが、一体的によるお互いの相乗効果を、もっと発意ができる可能性というのは十分あるわけですし、よく例で言われますのは、豊橋の総合動植物園が言われているわけです。いずれにしても、今日のご提案をいただきましたことを前提といたしまして、とにかくお互いの効果が発意できる、一体化に向けて取り組んでまいりたいと、そんな具合に考えているところです。

それに伴いましては、再生計画の在り方、また経営計画の在り方、経営健全化も図っていかなければいけないわけで、一体化によった改善効果が現れる内容に向けていかなければいけないと、そんな具合に考えているところです。

今回の議会のほうにもご提案しておりますけれども、先ほど組織の問題がございました。現在フラワーパークは農業部門で担当し、動物園は公園部門。こういう形になりますと、やはり齟齬は生じてまいりますので、今回議会のほうにご提案をさせていただいておりますのは、動物園とフラワーパークの一体経営改善を推進するために、フラワーパークの経営計画に関する事務を、緑政課に移

管して一体的に取り組んでいきたいと、そんな形を議会のほうに提案して、議決を得られれば7月1日より、組織体制として取り組んでいきたいと、そんな具合に考えております。

いずれにしても、動物園もかなり老朽化しております。動物園の在り方、見せ方というのは、各地で行われているとおりで、金をかければ良いというのではなく、ある面見せ方、また花と動物を一にする、浜松ならではの動植物園の在り方というのも、色々検討できるのではないかと、そんな具合に考えているところですので、そういう形でことを進めていくように、今日のご提案を受けまして前向きに取り組んでいきたいと、そんな具合に考えているところです。

御室会長

ありがとうございます。

はい、山崎委員どうぞ。

山崎委員

恐縮ですが再確認を二、三点させていただきたいと思います。

先ほど村田部長がイルミネーションについて、投資するのは難しいと言いましたけれども、これは中止するということによろしいですか。やめるということで、はっきりした回答をもらわないと、今の原子力のあれではないですが、危険だとか、可能性があるだと、我々はよく分からないものですから、難しいということは、イルミネーションを中止するということが良いですか。

村田農林水産部長

フラワーパーク公社のほうでご提案を差し上げた再生事業の中のイルミネーション、これについては350万球の設置であるというようなお話で、それが約3億なのがしあつたわけですが、これについては基本的には中止の方向でいきたいと。

山崎委員

方向というのはどういうことですか。

村田農林水産部長

これについては公社のほうで、現在検討を進めている段階なものですから、方向として自前で借入れを起こしてやれるものではないだろうという認識ですから、市のほうとしては、それに対しては資金をお出しするということは今考えていないということです。ですから、結果としては、あそこでご提案差し上げたイルミネーションについては中止ということになると思います。

山崎委員

中止ということで良いですね。

村田農林水産部長

はい。

山崎委員

分かりました。ありがとうございます。イルミネーションは中止ということで。

あと花嶋副市長さんが今言われた、我々がお願いしてきたフラワーパークと動物園の、市のほうも一体の行政でより良いものをやるというお話をいただいて、大変ありがたいと思います。また、あ

わせて再確認ですが、フラワーパークと動物園、一体的に取り組んでいくということで、花嶋副市長さん、それで良いですね。

花嶋副市長

はい。先ほど申し上げたとおりです。課題解決をしなければいけないことはありますが、基本的にはそういう方向で取り組んでいくということです。

山崎委員

はい。フラワーパークの敷地をもう1回出していただきたいんですが、これは各論になりますけれども、広大な面積もあるものですから、先ほど山本会長代行がおっしゃっていたように、より効率的で楽しいものができるということで、私個人的には、広大な面積があるものですから、できるだけコンパクトな動植物公園にしてより親しみのある、また投資もかかるものですから、そんなふうにしていただいて、当然敷地も統合すれば、少なくて済むと思っておりますので、ぜひその辺も頭に置いておきながらやっていただければと思います。以上です。

御室会長

はい。フラワーパークが 30ha でしたか。それから動物園が約 15ha、30 万㎡と 15 万㎡。全部で 45 万㎡。これはいかにも広すぎるんですね。だから投資するのに焦点が分散してしまう。そういうことで、先ほどからお話を申し上げますように、資産経営の中で遊休不動産、これをなるべく売って資金を貯めようと。そのお金をまず、今我々は防災にお金をかけなければいけない。税金はもう増えない。ですからどうやってお金を生み出すか。それを選択と集中でどう投資していくのか。当然こういう市の経営をやっていかななくてはいけないわけですから、まず我々の、しっかり市民を守ることにはまずかける。それからその次に憩いの場とか、こういうものをしっかり投資していく。最初は我々も資産経営の中で遊休不動産を売って、こういうものになるべく投資していこうというふうに思っていました。今度の東日本大震災で状況は変わってきたということでもありますので、そうした中で、あまりにも 45ha というのは大き過ぎる。我々行革審のメンバーで考えたのは、もう少しこれをコンパクトにしようではないかと。借地が全体の中の 50%ぐらいでしたか。50%強が借地なんですね。なるべくコンパクトにすると、借地の部分を返還することができますので、地主さんにこれは少しお返しして、もう少し効率の良い中で憩いの場、フラワーパークと動物園を合わせた、こういう場所をつくってやっていったら、今すぐでなくてもいいから、例えば3年計画、5年計画でこういうものをつくっていただければというふうに思っていますが、その点について花嶋副市長、この提案はいかがでしょうか。

花嶋副市長

豊橋総合動植物園は、ちなみに約 40 ヘクタールございますけれども、その施設の有り様というんですか、配置計画なり再生計画としてどうあるべきかということが前提になって、おのずと面積というのが決まってくるかと思えます。いずれにしても、かなり広大な面積の中で、利用者が1日回れるだろうかとか、そういうことを踏まえていきますと、やはり区域の見直しも一つ視野に入れて、計画をつくり上げていかなければいけないのかなと、今日の段階ではそんな具合に思っているところで

す。

御室会長

はい、ありがとうございます。

それでもう一点だけ確認をしたいのですが、今度経営主体をどうするかと。こういう問題があるんですね。まず一点は、今動物園は市が経営をしている。フラワーパークは(財)フラワー・フルーツパーク公社が経営をしていると。こういうことになるわけですが、我々の行革審としてのこの内部の勉強会では、全部市へ資産を返還して、指定管理者制度を提案できたらと、こういうふうに思っています。

もう一点、公社を活かす、こういう考え方もあるんですね。ただ公社を活かすといっても、今までの公社の経営のやり方では、結果が出せなかったわけですから、この問題をどうするかと。これはしっかり考えていかなくてはいけない。例えば経営者の交代をする。それから理事の交代も評議員の交代もある程度して、しっかりマネジメントができる人たちに経営をしてもらう。そこをやっていないと、これはなかなかうまくいかないのではないかとというふうに思っています、このあたりは副市長、明確にお答えは当然できないというふうに思っていますが、いかがですか。

花嶋副市長

公社につきましては従来、目的に沿って皆さん一生懸命、現場の方も含めて、役員の方も一生懸命やってくださって、今日まで来たわけですが、大きな社会変動もある中で、新たな経営体質、また公社の在り方というのも求められていることは事実です。十分そこら辺は、現在の役員、公社の職員も十分認識しているかと思えます。今のお話につきましては、そういう意を持って、また、そちらの公社のほうとも話し合いを進めてまいりたいと、そんな具合に考えております。

御室会長

はい、ありがとうございました。

委員の皆さん、よろしいですか。

山本さん、どうぞ。

山本和夫委員

何か聞いているとお気の毒な感じがしましたが。というのは、行革審で経費削減、あるいは組織の活性化、あるいは整理ということを書いてきたということに、非常にかかわっているのではないかと。実際にお金を使ってくださいというつもりはありませんが、何度も出てくる5ページを見ていただくと分かりますが、それこそイベント開催費と動物購入費というのは0.7%しかない。そうすると皆さんの生活を支えるため、あるいは動物園なりフラワーパークを無くさないためだけに仕事をやられているという気の毒な状況ですね。行革審で金を使うなと言ったからそうだとすれば、非常にお気の毒だと思いますし、先ほどこちらに座っている委員の皆さんのお考えは、金を使えとは言わないけれども、場所を集約する、あるいは内容を一体化する、それこそ村田部長のお話では、一体化というのは料金一本化と出入りが多少できるということで、本当の意味の一体化ができていないということだと思います。

きついことだけ言いますが、動物園の目的、例えばいのちの教育事業を推進し、子どもを中心に広く市民に生命の大切さや絆の尊さの伝達だとか、あるいは館山寺地区への貢献だとかおっしゃいますけど、人がどんどん減っている中で、その意義というのは、どんどん落ちているということも考えなくてはいけないだろうと思います。

その場所を縮める。あるいは組織一本化ということで、一時的なお金はかかるかもしれませんが、トータルで見たら、結局はそれが安いことになるということをお願いしたいと思いますし、もう一つ、皮肉になるかもしれませんが、3億円もかかるイルミネーションをやろうと考える組織の隣に、動物に200万円しかかけられない動物園があるというのは、非常に寂しいことのように思います。やはりトータルすることで、もっと結果は出てくるであろうというふうに思いますし、お話の中にありましたけれども、子どもは資料をいただいておりますが、ゾウ1頭、ゴリラ1頭、オランウータン2頭、あるいはホッキョクグマ1頭を貸し出してしまっている。アムールトラを借りてきて、ようやく2頭がまた2頭に戻ったと。キリンは1頭で買えないという状況であれば、動物園、地域間競争もありますので、日本平が頑張り豊橋が頑張るのであれば、浜松もこれだけの都市ですから、無駄を廃し、あるいは皆さん方のお知恵でもう少し良いものをつくっていただく。私個人の意見になるかもしれませんが、フラワーパークと動物園、上手にやっていただければ、浜松に重要な施設として残ることを期待したいというふうに思います。とにかく今のままでは終わりであろうというふうには思っています。以上です。

御室会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの山本和夫委員のこれが、行革審としての総意でありますし、また今日の結論ではないかというふうに思っております。

4 閉 会

御室会長

これで今日の議題は全て終了いたしました。皆さまのご協力によりまして、実りある審議ができたのではないかとこのように思います。

以上をもちまして、第8回の審議会を閉会としたいと思います。どうも皆さん、傍聴ありがとうございました。

以上により20:58閉会

議事録署名人